

令和元年度 第2回 南丹市子ども・子育て会議 会議録要旨

日 時：令和元年11月8日（金）午後2時～3時50分

場 所：南丹市役所 4号庁舎 2階 会議室

出席者：〔委 員〕 藤松会長、坂瀬副会長、青木委員、河村委員、山岸委員、山口委員、北崎委員、大内委員、原委員、久保委員、弓削委員、江川委員、桂委員、関委員、榎原委員、村上委員、山本委員

〔事務局〕 榎本部長、谷口課長、山田課長補佐、大谷課長補佐、田村係長、岩嶮係長、阪本主任、寺田主任

（説明員） 社会教育課 浅田課長補佐

（委託事業者） 株式会社ぎょうせい 成田主任研究員、高尾研究員、

傍聴者：なし

開会

事務局：会議記録用の録音器の設置と後日議事録を公開することについて確認。欠席者の報告。

谷口課長：それでは大変皆様ご苦勞様です。ただ今から令和元年度第2回南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。2名の方が都合がつかず秋田委員と高屋委員が欠席されています。この会議は南丹市子ども・子育て会議条例に基づいて開催させて頂いておりますが、南丹市子ども・子育て会議条例第6条第2項によりまして、委員の半数以上の出席が必要なのですが、19名の委員の皆様のうち本日は17名の出席を頂いておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

事務局、説明員、委託事業者の出席者紹介。

それでは、会議の開会にあたりまして、藤松会長から一言頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

1 あいさつ

会長：こんにちは。佛教大学の藤松です。よろしくお願いいたします。1回目の会議の後にワークショップ等もやって頂いたようで、その中でもご意見を頂きましてありがとうございます。私は名古屋の出身なのですが、名古屋の市バスで2人乗りのベビーカーを乗せようとしたら、乗車拒否されたという報道が昨日ございました。未だにそういった認識なのだと驚きました。全国の中ではそういったことがあるらしいですが、そのようなことがない南丹市となるよう良い社会を作っていきたいと思っておりますので、懸命なご意見を是非頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

2 議事

谷口課長：それでは、議事に入らせて頂きます。議事の進行につきましては会長にお世話になるということになっておりますので、藤松会長よろしくお願いいたします。

会長：では、早速始めさせていただきます。次第に基づきまして、次第の1つ目、第1号議案 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画素案について事務局から説明をお願いします。

（1）第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画素案について【資料1.2】

事務局：本日配布の資料について報告。計画素案については、事前に委員の皆様には送付させて頂いておりますが、その後一部修正をしております。修正をした箇所は灰色に色付けをしている箇所ですのでご確認を頂きたいと思っております。議事について、ひとつずつ質疑を行うこととさせて頂きましますのでよろしくお願い致します。

第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画素案について説明をさせていただきます。

前回、7月の会議では計画骨子（案）を提示させて頂きました。まず、その後の経過について報告します。前回7月5日の第1回子ども・子育て会議のあと、8月26日に子育て支援を考えるワークショップを開催しました。子ども・子育て会議委員の皆様にも多数ご参加頂きありがとうございました。

ワークショップでは「のびのび子育て」「子育てにやさしいまち」と聞いて、どういったことを考えるか、また、基本理念に掲げる「のびのびなんたん 子育てにやさしいまち」の実現に必要なことや自分達ができることなどについて話あって頂き、意見を頂きました。

その後、同じテーマで9月にぽこぼくらぶと子育てすこやかセンターで座談会を行いまして、子育て広場に来られている子育て中のお母さん方からご意見を伺いました。

その後、第1期の各施策について、市役所内の担当課に照会し、見直しを行っております。

計画骨子（案）からの変更点や追加点の概要について報告します。計画素案2ページ目の目次をご覧ください。計画素案の「第2章 南丹市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題」の29～31ページにはワークショップ、座談会で頂いたご意見についても今回掲載し、素案としています。

ワークショップや座談会でのご意見、また前回子ども・子育て会議でのご意見も踏まえ、「第3章 計画の基本的な考え方」の基本視点や計画の基本目標、施策体形についても修正を行い、素案としています。

また、「第4章 総合的な施策の展開」の基本目標1～5の各施策については、担当課へ照会を行い、見直しを行っております。第4章の39～72ページに掲載する施策については今後、進行管理を行い、毎年施策の進捗状況を子ども・子育て会議で報告させて頂くこととなります。第1期計画の施策体形では施策数が多く、同じ施策が、別の基本目標のところに再掲させていたり、類似の施策が細分化されていたりしてしまっていたので、再掲を削除し、類似の施策は統合をしました。第1期計画には挙がっていた施策ですでに実施していなかったり、進捗が見られない施策は見直しや削除を行いました。

また、この計画は子ども・子育てに焦点をあてた計画であるため、道路整備や環境保全の取り組みなど、子どもに限らない全市民を対象とした取り組みについては、この子ども・子育て支援事業計画からは削除した形で、シンプルな施策体形にして提案をさせて頂いております。

5年間で新たな計画も出来上がっておりますので、他の計画とも整合を図る形とし、特に教育の分野では第2次南丹市教育振興計画の整合性を図る中で、施策体形の見直しを行った形にしております。

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制については、過去数年のデータやニーズ調査の内容を踏まえ、今後5年間の見込み数を株式会社ぎょうせいさんに推計をして頂き、今回提示をさせていただきます。

事務局：では、今の素案の内容の特にポイントになる所をご説明させて頂きたいと思っております。再度戻って頂きまして、一番最初の目次をご覧頂ければと思います。事務局から詳しくご説明頂いておりますので、今からご説明するところのポイントだけ先にご説明できればと思います。

第2章のところに先ほど新たに前回の骨子から加わった2章の6「その他意見聴取の結果」と、そこまでの2章の様々な調査などを踏まえた2章の7「課題の整理」、それから第3章の前回骨子案でお出ししていた「子ども・子育て支援の基本理念」、「基本視点」、「将来フレームと目標指標」があるのですが、そうしたところは会議でご意見を頂きましたので、それを踏まえた変更点などもご説明できればと思います。

第4章につきましては先ほど事務局からご説明がありましたが、かなりシンプル化させて頂いた形で取りまとめさせて頂いているのですが、その中でも新しい施策などもございますので、そういったところも簡単にご

説明できればと思います。

第5章につきましては資料2を用いまして、まずは「教育・保育の量の見込み」などの考え方についてこの後ご説明したいと思います。

ではまずは資料1の29ページをお開きをお願いします。「6 その他意見聴取の結果」でございます。「(1) 調査の概要」につきましては先程事務局からご説明を頂きましたので、その結果のポイントになる所だけ簡単にご紹介できればと思います。

大きくは『のびのび なんとん』にどういうイメージを持っているのかということで、『のびのび なんとん』というのは基本理念で出てくるキーワードになるのですが、ワークショップ参加者の皆様や今お住まいの皆様が『のびのび なんとん』と聞いてどういったイメージをお持ちになるかというのを聞いています。やはり「色んなつながりがあるといいよね」とか、「南丹市の特徴でもある自然の中で思い切り遊べる」とか、「親ものびのび暮らせることで、それが結果として子どもの成長にもつながるのでは」というようなイメージをお持ちでした。

ではそのイメージを実現するためにどうすればいいのかということワークショップ参加者の皆様にご意見を頂いているのが30～31ページの内容でございます。例えば、つながりを持つためには様々な取り組みをやったほうが良いということで「世代を超えた取り組みが必要」、「様々な教育等の施設間の交流も必要である」といったご意見がありました。また集団の場というのが苦手な人もいますので「行きたくないという意見は否定してはいけないのではないか」というご意見も頂きました。

他には「様々な体験活動も必要」、「教育・学びの機会も重要」というご意見やアンケートからも出ていたところですが「遊び場が重要」、「保護者ものびのびとするために、保護者への支援も重要」といったご意見も頂いております。そこまでの様々なアンケートや今ご紹介した意見聴取なども踏まえて、課題としてまとめているのが32ページのところでございます。

32ページの課題を取りまとめる切り口としましては、34ページに「2 基本視点」としてこれから南丹市で取り組みをしていく上での方向性を示しているのですが、それぞれの基本視点に結びつくような形で課題を整理させて頂いております。

特に新しい視点として第1期の計画から追加しているのが、課題にもあたるのですが、5つ目の「「ふるさと」を大切に思う子どもの育成の視点」になります。これは前回の会議で委員の方から重要ではないかのご意見を頂いて、それを取り入れたものになっています。課題についてもそれに対応する課題をまとめさせて頂いているところでございます。

33ページをお願いいたします。計画の基本的な考え方ということで「基本理念」については前回の会議でも皆様にご意見を頂いたのですが、第1期の計画と同じ「『のびのび なんとん』子育てにやさしいまち」というのを継承し、それに当たって市民の皆様が理念を理解しているのかということで、聴取をやったらどうかという意見を委員の方からも頂いた上で、市民の皆様から頂いた『のびのび なんとん』というイメージを踏まえてこの理念を目指すんだという形で、ページを構成させて頂いたところでございます。

34ページにつきましては先程ご説明したように、新しく5つ目の視点として「「ふるさと」を大切に思う子どもの育成の視点」というのを加えさせて頂きました。

基本目標につきましては前回の骨子案でお示したような大きく5つの枠組みで提案させて頂いて、それを皆様にもご理解頂いたということで設定させて頂いております。

36～37ページのところなのですが、36ページの「将来の人口」につきましては前回もお示しさせて頂きました。37ページの「目標指標」は前回、前々回の会議の委員さんの意見を踏まえ、新たに加えたものになります。どういう視点でこれを加えさせて頂いているかといいますと、今までの計画の進捗評価をする上で施策や事業の数が非常に多かったということもあり、評価を委員の皆様に見て頂いて、「ここが良かった」「ここが良くなかった」という評価を判断頂くにあたって、大きい視点ではなかなか判断が難しいところでした。

そのために今後はより計画の評価を明確にしていくために数値目標を立ててはどうかというご意見を委員の方からも頂いておりましたので、5つある基本目標ごとに対応する指標を立ててはどうかということで、評価のための目標指標というのを立てさせて頂いております。

ここについても数値が取れるという前提があるのですが、こういう指標がこの目標には合っていないのかとかご意見を頂ければ大変ありがたいところがございます。数値についてはまだ事務局の方でも検討中の部分もございますので一部空欄になっておりますが、指標や目標の考え方もご意見頂ければと考えております。

続いて38ページをお願いいたします。計画の「5 施策の体系」でございます。

この後第4章で様々な施策や事業の方向をお示していくわけですが、その中で前提となる大きな枠組みをお示ししているのが「施策の体系」になります。基本理念の『のびのび なんとん』子育てにやさしいまちを実現するための5つの基本視点と、それを実際に行動に移していく基本目標、基本施策という構成になっております。

基本施策について前回の会議でその位置づけについて、いくつかご意見を頂いて、骨子から修正したところをご説明させて頂きます。まず基本目標1の「子育て・子育てを支える仕組みづくり」の「(3) 仕事と生活の調和の実現」なのですが、これが前は基本目標4に位置付けられていたんですが、違和感があるのではないかと委員の方からご意見を頂きまして基本目標1に変更させて頂きました。

それから基本目標4の「きめ細やかな配慮を要する児童等への支援の充実」の「(5) 家庭生活を支援する体制づくりの推進」、これについてはこれまでの計画にはなく、前回の骨子でもお示ししていない枠組みになります。これは会議のこの後の議題にもなっております子どもの貧困対策推進計画の大きな取り組みの枠組みをお示しする部分になっております。こうした基本目標、基本施策、それから第5章の量の見込みなどによって理念を実現していこうというような大きな体系になっております。

続いて39ページからは具体的にどうい事業をやっていくのかということをお示ししている内容になっております。ここからは施策も事業も非常に数が膨大になりますので、ひとつひとつご説明するのではなく、大きく第1期の計画から変更になった部分と新しく追加した部分をご紹介します。

まず第4章の構成自体でひとつ第1期から大きく変更したところがございまして、それが基本目標の下の基本施策レベルで、例えば39ページですと「(1) 家庭と地域における子育て力の向上」という枠組みごとに、ここまでアンケートなどをやらせて頂いた中で出てきた関連する主な意見を掲載させて頂いております。それによってこの取り組みがなぜ必要なのかというところがより明確になってくるのではないかとということでこうした構成にさせて頂いております。

40ページをお願いいたします。40ページの施策名のところの枠組みの「⑤ 乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進」という施策名がありますが、こちらのタイトルの冒頭に【新規】という記載があるかと思えます。こうした【新規】と書いてあるところは第1期の計画には全くなかった、新しい視点での施策ということになります。こちらにも「⑤ 乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進」ということで新しい施策を位置付けているところがございます。こうした新規のところでも書き方をこうしたらいいのではないかと、お気づきのことがあればお願いしたいので新規の施策をご紹介します。

続いて43ページをお願いいたします。43ページの「⑫ 実費徴収に係る補足給付事業」ということで、こちらこの施策のところには前回掲載がなかったものになります。新制度の中での地域子ども子育て支援事業のひとつの事業ではあるのですが、この施策の所には位置づけられていなかったものですので、今回新たに位置づけたということになります。

続いて飛びますが、49ページをお願いいたします。「(2) 学校教育の充実」という枠組みになるのですが、こちらは先ほど冒頭に事務局の方からも少しお話がございましたが、平成30年度に策定された第2次南丹市教育振興基本計画という計画があるのですが、その中で大きな南丹市の教育の方向性というのをはかなり示されているところがございます。

第1期の計画では学校教育、教育の方向、施策事業というのは結構膨大な内容が書かれていたのですが、こうした大きな教育について方針を示す計画が出来上がっておりますので、教育の主な具体的な内容はそちらの計画に委ねて、この子どもの計画では教育基本振興計画と整合をとりながら大きな方向性だけを示してはどうかということで①から⑧の概要で構成させて頂いております。かなりシンプル化して構成させて頂いております。

続いて飛びますが、67ページをお願いいたします。「(5) 家庭生活を支援する体制づくりの推進」でございます。こちらは先ほども少しご説明させて頂いたように、今回新しく市で子どもの貧困対策推進計画を策定するという事で、その大きな方向性をこちらの計画にも反映させるような形で新しく設けた枠組みになっております。具体的な施策としては「① 子どもの居場所の提供」、「② 支援が必要な家庭の気づきの体制づくり」という2つの枠組みです。更にこれより細かい、詳しい内容は子どもの貧困の計画で押えていくというような形を想定しております。

この第4章の施策や事業について、細かいそれぞれの文章などについては今回ご参加を頂いている皆様それぞれの関心をお持ちの部分や専門的な部分で見て頂いて、お気づきになられたところを適宜ご意見頂ければと思います。

この後スケジュールのご説明でも触れられると思うのですが、次回の会議でもこの素案は提示させて頂く時間があるかと思っておりますので、そこまでも結構ですので見て頂いて適宜ご意見を出して頂ければと考えております。

続いて73ページをお願いいたします。第5「教育・保育の量の見込みと提供体制」についてでございます。この計画において、国が示す方向性としてはとにかくこの量の見込みというのが非常に重要視されております。例えば待機児童がないようにといったことになります。また、ワークライフバランスの推進ということで、かなりこの設定というものは非常に重要になってきます。数値的な検討をしていくところになります。

制度については大きくは「Ⅰ 子ども・子育て支援給付」という教育や保育の量の見込みをするとところと、「Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業」といういわゆる13事業と呼ばれておりますが、その事業の量の見込みをする所でございます。

細かい記載内容につきましてはまたご説明を見て頂ければと思うのですが、押さえておいて頂きたいのは78ページです。この後に資料2を用いまして教育・保育の量の見込みについてはご説明させていただくのですが、その前提となる教育・保育の提供区域についてでございます。どういった区域でその量の見込みをしていくかということですが、南丹市は大きくは4地区、以前の旧町ということで4地区あるわけですが、それぞれで量を見込むのではなく、南丹市では第1期の計画と同様に市全体で量の見込みをしていくことを示しております。

その前提で資料2を用いまして教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについてご説明させて頂ければと思います。教育・保育の量の見込みにつきましては、保育園、幼稚園をお使いになられる方たちがどのくらいいらっしゃるのかとか、様々な一時保育などをこれからどのくらい利用される方がいらっしゃるのかというのを見込んで、そのための確保を考えていこう、どうやってそういった方たちの受け皿を整備していくかというのを考えていく第1段階となります。

量の見込みの見込み方なのですが、第1期は新しい制度が始まったばかりで、事業に対する実績がありませんでした。1号認定の数と2号認定の数がどれくらいいるかという実績がなかったので、アンケート調査の結果を用いて見込むしかなかったのですが、今回の第2期ではすでに5年間の実績がございますので、その実績を用いて子どもの人口がこれくらいの時には利用率がこのくらいなので、このくらいの数の方が使うだろうという予測がより明確にできるということです。ですから過去5年間の利用の実績と人口を用いて利用率を算出し、今後の子どもの人口の変化と利用率をかけ合わせて、これからの見込みを考えていこうというのが大きな考え方でございます。

その前提として、まず先程の素案の方にも掲載しておりましたが子どもの人口の推計をさせて頂いております。人口の推計にあたっては、旧4町それぞれを人口推計させて頂いたものを積み上げて全市の人口を出して、その合計をベースとしております。

それが5ページまでの内容で、6ページからは教育・保育の量の推計についての説明になっております。教育・保育の量の推計という所は、1号・2号・3号の認定の方がどのぐらいいらっしゃるかという推計になります。1号が幼稚園を利用される方、2号・3号が保育所を利用される方になります。その数がどのぐらいいるのか、これからどういう数になっていくのかというの見込んだものです。

先程も申しましたように、これまで過去5年間の実績というものがございまして、過去5年間の実績と人口から、子ども3歳の人口がこのくらいの時に実績がこのくらいでしたというところで認定率を求めまして、その推移をみております。その推移をベースに、今回アンケート調査でお母さんの就労意向というのを聞いております。現在就労されていないお母さんたちが、1年後にどのぐらいの人数が就労したいのかという就労ニーズ・就労意向の割合を出し、その割合と現在の認定率をかけ合わせて、今後の伸びを算出させて頂いております。要するにお母さんが就労なされれば保育所を利用されるので、2号・3号はお母さんの就労の意向によって伸びていくわけです。

一方で保育所を利用される方が増えれば、幼稚園を利用される方は減るので、1号はその分減少するという事です。それによって見込んだものが6ページで示している数値でございます。

続いて7ページをお願いいたします。保育園・幼稚園の利用、認定こども園の利用ではなく13事業、先程の素案の73ページ「地域子ども・子育て支援事業」に掲載していましたが、今度はそれぞれの事業の量の見込みとなります。

こちら原則は先程の教育・保育の見込みと同様に、今の利用率を算出しまして、今後の推計を算出しております。ただし、先程の教育・保育とは違う点は、母親の就労ニーズが必ず関係する事業ばかりではございませんので、一部の事業を除いて基本的には直近である平成30年度の利用率が今後も継続するという前提で、これからの利用を見込んでおります。

それぞれの事業の見込みについては7～9ページを見て頂ければと思うのですが、7ページの「(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の見込みについては、先程の教育・保育の見込みと同様にお母さんの就労によって変化があるという前提で、お母さんの就労意向を踏まえて今後の見込みを立てさせて頂いております。

駆け足になりましてお時間もかかりましたが、議事1の内容についての説明は以上になります。

会長：ありがとうございました。ボリュームも随分ありますので、皆さん読んで頂いて、今のご説明に対してご質問やご意見がございましたら出して頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員：子どもの人口の推計なのですが、南丹市のおそらく最上位の計画の総合振興計画とリンクはされているのかなと思いますが、例えば八木駅の西側がこれから開発されるとか、そういうこともお聞きしたりして、新たな人口増に繋がるような開発とかも一定は計画はされているのかなと思います。そういったものも加味された推計人口なのか、それともそういった計画は横に置いておいて過去5年10年の推移をそのまま引っ張ってきたのか、そのへんはいかがでしょうか。

事務局：原則はこれまでの人口の推移によって推計を出させて頂いております。先程おっしゃった総合振興計画との違いなのですが、総合振興計画や人口ビジョンについては原則としてより長期的な人口推計を行っておりますので、そちらについてはベースとなる人口が国勢調査のものになります。南丹市の子ども・子育て支援事業計画については先程の教育・保育の見込みの問題がありまして、住民の方を対象とした計画になりま

すので、こちらは住民票を南丹市に置いている方の人口がベースとなります。

国勢調査の人口ではなく住民基本台帳の人口がベースとなりますので、必ずしも総合振興計画や人口ビジョンというより大きな、長期的な推計をするものと必ず方向性が一致するわけではなく、住民票を置いておられる方たちのより短期的な推計を行っているわけであります。なので、かなり長期的な開発などは加味しておりません。

会長：私からひとつよろしいでしょうか。39ページの第4章の所なのですが、基本目標1(1)家庭と地域における「子育て力」という言葉が出てくるのですが、それと取り組みのところの②に「家庭教育力・家庭養育力」という言葉が出てくるのですが、この3つの使い分けはどうなっているのですか。

事務局：私の方でこの②の「家庭教育力・家庭養育力」を考えてみたのですが、まず家庭教育力というのは家庭の教育学級の事で教育力を高める事業をしますといった社会教育課の部分と、家庭養育力というので、日曜講座を開催して父親にも参加しやすい事業をしますという子育て支援課の部分といった感じで分けています。正直なところ子育て力と家庭養育力は同じようなニュアンスで書かせて頂いておりますので、またこのあたりは整理したいと思います。

会長：概念をちゃんと決めればよいと思うのですが、3つ違うものがあると私なんかはすごく違和感があるのでちょっと整理をして頂けたらと思います。

それから37ページの新たに作って頂いた目標指標というもののなのですが、例えば基本目標1の「子育て・子育てを支える仕組みづくり」の指標が子育てを両方の親が行っていますかという指標の単位が%でいいのかなと感じます。その子育てを行う人たちをどう支えるかという話なので、その支える側の指標じゃないと私はあまり意味がないと思います。その結果として両者(母親・父親)ともに子育てができるようになるという話だと思うのでこの指標でいいのかなと思います。

基本目標3「親子の健康づくりの推進」の中身とこのスクールカウンセラー活用件数・児童虐待相談件数という指標も関係あるのかなと思います。

基本目標4もそうで、これは多分調査の結果の中で出てきたものだと思うのですが、この「きめ細やかな支援を要する児童」というのは支援が必要な子どもたちですよね。その子どもたちがこの回答をしているということではなかったと思うので、あえて指標を出すとするならそれぞれの枠組みに合致したものでないとちょっと意味がないかなと思いますので、ご検討を頂いてよろしいでしょうか。

事務局：はい。

会長：というような細かなこと、大きなこと、皆様が気になった点、お気づきの点、なんでもいいので出して頂いたら結構かと思うのでいかがでしょうか。資料を頂いたのが最近で、私も全部精査ができていないのですので、今の説明を聞かれて、持って帰られた上でお気づきの点があれば事務局までお知らせ頂けたらと思います。

会長：特に今の段階でご質問がなければ次に進ませて頂きます。第2号議案 南丹市子どもの貧困対策推進計画骨子についてということで事務局から説明をお願いいたします。

(2) 南丹市子どもの貧困対策推進計画骨子について【資料3】

事務局：前回7月の会議を少し振り返りますと、国の子どもの貧困対策の流れを受け、今年度本市において子どもの貧困対策推進計画を策定することの説明と、計画を策定するにあたり昨年度実施しました子どものいる家庭の生活実態調査の結果を報告させていただきました。

調査結果からは、南丹市においても生活面や学習面、また進路についても困っている子どもや世帯があること、また生活に何らかの困難を抱える世帯では、保護者の雇用形態が常時雇用でない場合が多く、就業していても低収入になりやすいこと、特にひとり親世帯では、その傾向が顕著にあらわれていることが分かりました。

それでは、お手元の資料をご覧ください。表紙をめくって頂き目次をご覧ください。第1章では計画策定の趣旨や、計画の対象、また南丹市の貧困の定義を掲載しています。第2章では、先ほど振り返りで少しお話をしましたが、国の動きや昨年度の調査結果など南丹市の現状について掲載しています。

32ページをお開きください。第2章の「5「子どもと貧困を考える」ワークショップからの課題」についてからが、7月の会議以降の動きになりますのでご説明させていただきます。7月以降の動きとしましては、まず市役所内でこの計画策定にあたり庁内横断的に相談が必要なため、関係課7課10人でプロジェクトチームを組織し、このプロジェクトメンバーと、実際に困難な家庭に関わって仕事をしている関係機関の方、また子どもの居場所づくりや子ども食堂、子ども達の野外体験活動をされているNPOの方にお声かけをし、8月から10月の間に「子どもと貧困を考える」というタイトルで3回のワークショップを開催しました。32ページからが、そのワークショップをまとめたものです。

昨年度の生活実態調査やヒアリングでも課題は出ていますが、それに加えて「当事者からは出にくい課題」、例えば「困難な状態に当事者が気づいていないという課題」や、家庭の中の困り事を話すことは恥だと思ひ悩みを黙っておられることで、「困っておられる状態が外からは見えにくいという課題」、また「支援する側の悩みや課題」など、支援者ならではの課題も出され、出てきた課題の分類や、どのような支援が必要なのかについて検討を重ねました。

次のページ33ページをご覧ください。ワークショップでは、4グループに分かれ、それぞれのグループで課題出しから行いましたが、最終、課題を大きく3つに分けて支援の視点を検討しています。大きく分けた3つの課題の1つ目は、「困難を抱える家庭の子どもを取り巻く課題」です。2つ目はページをめくって頂くと35ページからになりますが、「保護者の課題」、そして3つ目は37ページからの「市全体的な課題」です。33ページの「子どもを取り巻く課題」でご説明しますと、「ほめられない」や「意欲の低下により、本来の力が発揮できない」などが課題であがったものです。その課題の下に枠囲みしている「①子どもの自己肯定感を高め、健やかに成長していくための支援」や「②子ども自身の生きる力を培う（お金の授業、考える力、手伝いの経験を通して）」が課題を解決するために必要な視点となります。

そして、次ページ34ページをご覧ください。前のページに掲げた必要な支援の視点に対応する具体的な取組みをあげています。このようなまとめ方で、保護者についての課題、それに対する具体的な取組み、その他全体的な課題に対する取組みという形で掲載しています。その中で、主な取組みとしてあげられたものをご紹介しますと、子どもへの支援では、保護者の帰りが遅く子ども達だけで過ごしている子ども達に「安心して過ごせる居場所」が必要だという意見です。

また、保護者への支援については、子育てに自信がなく不安であったり、孤立している保護者への養育支援が必要であることや、使える制度の手続きが困難な方への寄り添い型の支援が必要であるとの意見がでました。全体的なところでは、困っている状態の家庭や子どもにいち早く気づき支援につなげる仕組みが必要であるとの意見が出されました。これは、現在でも妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援体制を整え関係課で連携を行っていますが、地域の中でも困りごとに気づき、市への繋ぎ方をわかりやすくするしくみが必要であるという意見が出ました。

ワークショップで議論したことを、このように計画の体裁にし、文字にすると、市民の方を交えて検討し合った熱が伝わりにくくなってしまうことを懸念するのですが、貧困の負の連鎖を断ち切るために、関係機関や

地域が連携して取り組むこと、支援者の輪を広げていく仕組みが必要であることを検討してまいりました。

また、39ページからの第3章「計画の基本的な視点」にある基本理念についても、ワークショップで出された意見を案として掲載しております。「生まれ育った環境に左右されず、自分で未来を切り拓いていってほしい」という思いがこもっています。

ここまでがワークショップのまとめで、10月までの動きの報告となります。

今後は、このワークショップでまとめた意見をもとに、事業として各課で取り組むものについて、市のプロジェクトチームを中心に、事業を実施することになる担当課とも協議を行い、計画素案としてまとめていきます。

40ページ以降の基本目標や施策体系、第4章の「施策の方向性とその展開」については、これまでから市が行っている既存事業をあてはめ構成したものです。今後、ここに新規事業が入ることで、施策体系などが変わる可能性がありますので、本日は計画の構成イメージとしてご覧ください。

また、市の既存事業について少し説明を加えさせていただきます。42ページをご覧ください。【主な取り組み】として掲載しているのが、既存事業になります。これらの事業は、「貧困対策」というくくりではないものの、これまでから市の各課や京都府で実施している事業で、今回、貧困対策の視点で再整理をした時、貧困対策の事業にも資するという事業をまとめ掲載しているものです。

次回の会議には、新規事業を入れた形で報告させていただきたいと思います。

以上、骨子案の報告とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。前回の会議のあとでワークショップをやって頂きましたので、その結果を踏まえた現時点でのまとめを中心に話して頂いたと思います。ご質問ご意見ございませんでしょうか。

委員：今ご説明頂いた39ページの基本理念で、素晴らしい理念を掲げておられると思いますが、行政として取り組むというものがあまり明確になっていないと思います。これは子どもたちが成長していくことを目指しますとなっていて、行政としてそういう地域を作るとかそういう環境を作るとか、もう少し表現を工夫されたほうが良いかなと思いました。

事務局：支援をしていく側に立った形での表現が必要ということですね。

会長：そうですね、このままだと子ども達が目指すというニュアンスになりますね。子ども達が目指せるように南丹市としてどうするかというのが分かるような表現にということだと思いますので、ちょっと工夫を頂けたらと思います。ありがとうございました。

会長：ワークショップをやったその結果に基づいてまとめをして頂いてるのですが、例えば33ページの先程も少しご説明頂きました一番上の褒められないとか、意欲の低下により本来の力が発揮できないというのは、これは「こういう人たちがいるんじゃないか」という話なのか「南丹市に現にこういう人たちがいますよ」という話なのかどちらでしょうか。

事務局：現実にいるということですね。子どもたちに関わっている方々から出てきているという訳ですので、実際にそういう子どもたちがいるというところで課題として出させて頂いております。

会長：ワークショップのやり方なのですが、例えばこういう人がいますと書き出しをして頂くのですか。

事務局：最初にしたワークショップは、自分たちが関わっている仕事や活動の中で自分たちが困っていることや困っている人や課題について出してくださいという言い方をしています。こちらからこういう人がいますよねといった提示もなしのところで、一からの課題出しをしたところ、各4グループあったのですが、共通する課題もありましたし、グループごとに関わっておられる職種や活動が違う場合がありますので、そのグループだけ出ている課題もありましたが、共通して出ている課題の中にはやはり褒められないとか意欲の低下というところは出ておりました。

会長：ということは具体的に挙がっているのは現に南丹市にこういう人たちがいらっしゃるんだということで、それに対してどういう支えが必要なのかご検討頂いたその結果ということですね。

もう一つ言葉の問題なのですが、36ページの具体的な取組み・事業の提案というところの下から3つ目の所の所に、取組みとして伴走型支援という言葉が出てきます。内容の所はに寄り添い支援って書かれているのですが、これは一緒ですか。違うことでしょうか。

事務局：内容としては同じことです。どちらかに統一したいと思います。

会長：意味としてはどういう感じでしょう。

事務局：意味としては先程少しお話しましたが、申請書の書き方が難しいという方に、市の申請に同行して一緒に記入をして頂く支援などが考えられます。他市の例でワークショップの中でもご紹介していたのですが、例えば病院へ同行をする支援や自宅で引きこもりがちなお母さん方の所へ訪問をして、他の同じ月齢の子どもたちの成長具合も分からないお母さん方に対して、これくらいの年齢だったらちゃんと成長しているよとアドバイスするといったような訪問して支援をしていくというような取組みをされているところもありました。

やはりボランティアの方々をお願いをされているという例でして、何か特に資格がある方ではなく本当におじいちゃんやおばあちゃんのような存在の方が寄り添い支援をするということです。登録をして頂いて、何回か研修を受けて頂いて、支援を行って頂く。交通費程度はお支払いしてボランティアをして頂くという工夫をされている事例もありました。そういったことをイメージして書いています。

会長：では今の例でいうと南丹市で展開するときも行政が行うのではなくて地域の皆さん方を組織して、地域の皆さん方に支援して頂く、そういうイメージで書いておられるということですか。

事務局：課題でも市の行政職員だけではマンパワーが不足、なかなか手が届かないという課題が出ています。色々な課題があって、丁寧に関われば関わるほど人手が足りないという課題が出ていたのですが、そういった時にでは地域の皆さんと一緒に何かして頂けるということはないかという視点で考えたのがこの取り組みです。これをすべて市民の皆さんにして頂くことをイメージしているかということそうではないのですが、これを基にどういった支援ができるのかということ具体的にこれから考えていくことになります。行政だけでは全体的に人が足りないというところがワークショップの中では共通認識で進んでいる中での支援策ということでした。

会長：連携しながらやっていく一つの方向性として出されているってことですね。

事務局：はい、そうです。

委員：貧困を抱える家庭の方の申請に、研修を受けた一般のボランティアの方が付き添って支援してもらい、ボランティアとはいえ同行してもらうという責任を持ってもらうということなのですが、見えにくいとか近所の人に知られたくないとかそういう課題もある中で、こういった形で支援を考えておられますか。

事務局：先ほどの事例でされているのは、その支援を必要とする方を募集するというようなやり方ではなかったです。相談業務の中でこの方には支援が必要だなというところにボランティアの方を入れていくというような形でした。今おっしゃるように全く分からない方のところにはこの支援は届かないことになります。何らかの形で市や関係機関と繋がっている方で、こちらが必要だと判断した方に繋いでいくことになるので、自ら支援が要りますというようなことではなかったです。おっしゃるように見えない人たちをどうすればいいのかとの議論に戻ってしまいますのですが、この取り組み自体は募集型ではなく把握している方々の中で支援をしていくという取り組みでした。

委員：この支援が必要な人でも、他言されるのが嫌だからこそあまり表に出てこないという実情があるということをおっしゃっていたと思います。しかし、伴走型で同行して申請するという形で近所の人や地域の人に協力してもらう形になると、それだったら嫌ですとかそれだったら困りますという話になりませんか。

事務局：嫌とおっしゃる方にはこの支援は使えないと思います。家に来て頂くのが困るとおっしゃる方には無理に家に行ったりするということはないです。支援される側の方も了承されて、お願いしますということになれば支援ができるものなので、無理矢理に押しかけて同行しますというものではないです。

委員：伴走型というのは行政の方とその個人さんと話をして、誰かが支援に入っているかという話の中でこうなっていくということですね。

事務局：はい、そういうことです。

委員：今の伴走型の支援の関係で、仕事柄こういう伴走型支援というのをやっている側でもある私の捉え方なのですが、今施策をある程度想定をしてやっていくということや、伴走というのは同行してということではなく、問題があって課題を見つけてそこから課題を解決していくプロセスをずっと何らかの支援が関わっているというような状況だと思います。

ですから、問題があるかもしれないということを見出すのに近所の目が必要だったり、あるいは支援が必要となったら専門家が行ったり、あるいは課題がずいぶん解決に近づいているとなれば今度はまた近所の地域の中で助けていくというように要するに支援が切れ目なく続いていくというのが伴走型という風に捉えています。ですからこの「登録する等のしくみ」とありますが、「等」ということなのでいろんな施策を展開してくれたら嬉しいなと思っています。

会長：貧困対策の課題はすごくナイーブな話で、今のお2人の話もすごく大事なので、きっちりと踏まえて頂いて、ぜひ参考にして頂けたらと思います。

委員：今のお話に関連するわけではないのですが、なかなか貧困の実態が統計的に表れにくいという側面が当然あるなかで南丹市では13ページのところで子どもの生活状況調査では一応生活困難層が18.8%、特に困難な層というところが4.2%ということで一定推計をされています。

南丹市での貧困の捉え方は4ページの方で単なる経済的な問題だけでなく、保護者の養育力不足であるとか衣食住の不足であるとか生活習慣の乱れなどということで、そういった意味での捉え方を当然されているということでした。

42ページ以降で施策の方向性とその展開ということでは、様々な対応を更にきめ細かく、丁寧に展開をされようとしているということに関心しているのですが、ただ先程の子どもの計画でも指標・目標がなかなか立てにくい部分もあるかと思います。この計画の中では先程の生活困難層の統計を取りにくいという部分もあり、ここの数字を下げるというような目標というものはなかなか難しいと思います。それは出されないものなのか、この表記の中ではお見受けしないのですが、どのように考えておられますか。かなり根本的な所なので経済対策であるとかそういった広いところになってしまうので、その辺の所はなかなか難しいと思うのですが、お考えをお聞かせ頂きたいと思います。

事務局:今おっしゃったような貧困のパーセンテージの率の目標値を挙げるというのは難しいと考えています。同じような調査をしたときにそれが少しでも改善するよというよなことになるんですが、数字で示していくということは難しいのかなと思っています。

委員:目標値として出したが方が良いと言っているわけではないです。

会長:しかし、施策が進む中でやっぱり何らかの指標が必要になってくると思いますので、いきなり今の段階で指標を出すのではなく、進めながらそこは是非検討になられたほうが良いと思います。

委員:調査では現に18%の貧困の家庭があって、そのうちの生活困窮世帯の割合は4.2%と推計されまして書いてあるのですが、その具体的な実態というのははっきりとはしていないのですか。これは調査された中でここは貧困だろうとか推測の段階なのでしょうか。例えばこの家庭のことであるということ把握した割合なのか、それとも調査の中からこれは貧困に相当するのではないかというようなものなのでしょうか。

もし実際にそういう実態を把握している方があったら、悠長にはしておけないので、推進計画を立てて、段階を踏んで支援をしているのでは追いつかない場合が出てくるのではないかと心配をします。

実際にそういう方がいたら、支援をしつつ進めていかないと、もし何かが起こったときに取り返しがつかないことになるのではないかと思います。もしも何かが起こった時に市はどうしていたのかと聞かれ、今は計画を立てて進めていますといった回答になってしまうのではとったりします。

もし緊急を要するような実情がある家庭がはっきりしているのであれば、その家庭への支援も行いつつ、計画づくりも進めて行ってほしいと思います。最終目標としては南丹市に住んでいる親子さんを貧困から救うということが大きな目標だと思うのですが、実態というかそういうものを大事に進めて行ってほしいと思います。

会長:まずこの生活困窮世帯の割合4.2%について説明をお願いしますでしょうか。

事務局:今回の貧困の割合は配布資料の子どもの貧困に関する状況と課題の調査の目的・調査の種類と実施方法に書いています。これは実際に小学校5・6年生と中学生にアンケート調査を取った上で貧困の割合はどのくらいというのを把握させて頂いております。調査結果から見た結果4.2%ということですよ。

その時の調査結果というのは年収を聞いています。保護者の年収を聞いて、13ページにある剥奪指標ということで、これは保護者の方に「子どもにとって必要なものは何ですか」というのと「その必要なものを与えられていますか」という調査の結果です。必要なものはなんですかという項目で8割以上の保護者の方が「必

要だ」と答えた設問の中で「与えられていない」という方は、南丹市の保護者にとって必ずしも与えられなければならない物だと考えた上で、それが与えられていないのはちょっと生活が困難な層ではないかという算出をしています。

もう一つの困窮指標というのは生活・ライフライン系の質問で「電気やガスの支払いができなかったことがありますか」といった質問の中で「頻繁にそういうことがあった」という方を生活困難の方と判別しています。

この3つの視点から算出している貧困の割合となっております。近所の方からあの人は貧困じゃないかと言われてとかそういうことは一切なく、調査結果のみでの貧困の算出ですので、貧困家庭が誰であるかかというのとは分かりません。

また、今回のアンケートについては地域も聞いていません。美山などの子どもの少ない町では5・6年、男・女とか分けると、それだけで家庭が特定され、答えづらい状況になるのではないかとということもあり、あえて地域は聞いていないので、アンケートに回答した子がどの子かは分からない状況になっています。アンケート結果の算出については以上です。

事務局：今説明があった通りなのですが、今おっしゃった「そんな悠長なことをしていたら」というような状況が実際あるかと思うのですが、支援している者の話でもあまりにも課題が大きく色んなことがありすぎて、自分が何をしているか分からなくなってしまうということをおっしゃっていた方もいらっしゃいました。それでも一つずつ進めていこうというように形でお話をしていたものがこのワークショップのまとめです。

確実に決めたことを進めていくようにしていかないといけないと改めて今ご意見を頂いて思いました。貴重なご意見をありがとうございました。

事務局：この計画ができることによって新たな貧困対策をやっていくのかということではなく、現在においても要保護の家庭であればその対策はしておりますし、生活困窮世帯であればその世帯に対する支援については必要な対応は行っております。新たにこういう計画を立て、新たな取組みも含めて更に貧困率を下げていくというような施策を全体として作っていくというのがこの新たな計画の中身です。現時点で計画がないからやってないということではないということをご理解を頂きたいと思います。

アンケートを回答された方々に実際に手が届いているかということはまた別な問題となります。そういった家庭を見つけながら、地域にも協力をお願いし、この取組みに当てはめていくことによって、貧困の部分少しでも解消していくことが将来目標になっていくという形で捉えて頂けたら嬉しく思います。

会長：先程ご説明頂いたように、第4章の所の主な取組みというのが今なされている部分となります。更に新規指標の空欄になっているところで、今の検討も踏まえて新たな取組みを作っていく形になりますので、そのように見て頂けたらと思います。

委員：42ページからの施策の方向性とその展開の所で、主な取組み・新規事業・取組み指標となっているのですが、これは（案）とはなっていますが、この取組み指標が改善されたら事業が良い方向に動いているという考え方に繋がるのでしょうか。

事務局：この指標自体も案で今入れていますので、目標に対してこの指標が合っているのかどうかということも含めて検討中ですので、今は仮に入れている所なのですが、こちらとしても目標に合うものを指標として何か入れていきたいと思っていますところです。

委員：44ページにある「子どもの居場所づくり」に関する取組み指標なのですが、施策の方向性の中では「生活困難者の子どもたちは学校や公園・広場の割合が高く、家族と過ごす割合が低くなっています」と書いてあり、取組み指標の中では「不登校及び不登校傾向にある小中学生」となっています。貧困の子たちは学校を選んでいるということもあるので、不登校の子たちが減ったから貧困の子たちが減っているとみるのはどうなのかなと思います。この施策の方向性の取組み指標がちょっとずれていて、貧困だから不登校とは限らないでしょうし、貧困だからこそ学校で給食が食べられるとして学校に行くこともあるので、そこはちょっと整合性が取れないのではないかなと思います。

事務局：ありがとうございます。検討させていただきます。

委員：これはあくまでも子どもの貧困対策推進計画なので、総合的な貧困対策の計画になってしまい、対象がぼやけてしまうようなことがあってはならないと思います。やはり子どもという所は是非大事にして頂きたいと思います。ワークショップ等では非常にコアな議論をされているなど見受けられますので、そこで出ている課題であるとか提案であるとかを是非新規事業に盛り込んで進めて頂けたらと思います。

指標の関係ですけれども、その新規事業を見てもみないと分からないところも当然あると思いますので、今の時点では指標を無理矢理入れた感があつてちょっと違和感があります。

事務局：先程もちっとお話しました通り、構成のイメージで出していますので、指標のあたりもまだ検討ができないまま当てはめているという状態です。また新規事業の方も含めて検討させて頂きたいと思います。

委員：34ページの具体的な取組み・事業の提案のところの「命に関する教育の充実」で将来親になる子どもたちに乳幼児に触れ合う機会が必要だとありますが、これは今も進めていらっしゃるのですか。

事務局：具体的に言いますと、実は今年度ももう既に話を進めて頂いているのですが、グローアップさんで実施頂いている広場事業で、今ある地域の会場とは別に学校の中の教室1室をお借りしてできないのかということをご提案を頂いて、中学校の方にも今相談させて頂き、美山中学校で広場事業を開設するという運びになっています。

そういった将来大人になって親になる子どもたちが、親になってから初めて赤ちゃんと接するというのではなく、中学生ぐらいの時から子どもたちに触れ合う機会が大事なんじゃないかというようなところで入れさせて頂いております。

委員：私の子が小さい時に南丹市ではまだされていなかったのですが、他地域でその事業をされていたので、うちの子はそれに3年間参加させて頂きました。自分の子どもにとっても大きなお兄さん、お姉さんたちと触れ合ういい機会でもありました。行かせて頂いたのは高校だったのですが、そちらの子どもたちは自分が将来子どもを持つ姿というより、自分の親への尊敬度というのがすごく上がったらしいです。すごくいい授業なので、出来たら南丹市でもできるだけ全中学校でやって頂けたらありがたいなと思ひましてちょっとお話をさせて頂きました。

会長：勿論この取組みは大事だと思うのですが、この33ページの「① 子どもの肯定感を高める」との関係の中ではちょっと私の中ではずれているかなと思います。

もちろん自己肯定感を高める何かのきっかけにならないとは思いませんが、褒められる経験がない、意欲が持てないという子どもたちが赤ちゃんと触れたら自己肯定感が向上するかというと、ちょっとそれは違う気が

します。この命に関する教育の充実は一般的に見ても大切だと思いますし、困難を抱えた子どもたちにも大事ですけども、①とのリンクじゃないなと感じがしたので、また検討して頂ければと思います。

委員：主な取組みでここに記載されているものは現行事業の再定義というか、この子どもの貧困対策という視点での位置づけで書かれているという説明だったのですが、42ページの冒頭にある「食事の提供支援」というところで学校給食が記載されています。

これに2つの見方がある、良い見方をすれば今の給食をもっと突っ込んで、例えば子ども食堂のような役割を学校給食に持たせるということであれば素晴らしいと取り組みであると思いますが、地元食材の活用を中心に給食を提供と書かれていますが、この部分については貧困対策になるのかなと思いました。私は前者の方を期待しますので、その視点から考えて頂けたらなと思っています。

会長：43ページに出てくる「朝食欠食児童の話・対策」で、例えば学校で朝ごはんを出すとかそういう話になるのであれば今おっしゃって頂いた中身に直結すると思います。それを全部学校でやるだけではなく、それこそ地域の方たちに参加してもらいながらやれるところでもあるし、やっている地域もありますので次に検討頂けたらと思います。

会長：こちらもたくさんありますので、会議が終わった後でも構いませんので、ご意見を頂けたらと思います。

会長：時間の関係もございますので、とりあえず先に進ませて頂いてよろしいでしょうか。第3号議案 南丹市民間保育所設置・運営事業者の進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

（3）南丹市民間保育所設置・運営事業者の進捗状況について【資料4】

事務局：資料4・議事（3）の資料に基づいて説明させていただきます。

令和3年4月開所予定をしております南丹市民間保育所設置・運営事業者の進捗状況ですが、事業者の募集を7月1日から8月9日まで行いまして、応募者数は1者でした。

選考委員会を8月27日に開催しまして、ヒアリングをし、事業者が京都市北区で運営している保育所の視察に行きまして、そして選考委員会を開き、その中で応募者1者の適格性について審査をしました。

その結果、南丹市で運営して頂く民営・民間の保育所の事業者として適格であるという判断を頂きまして、それを市長に報告を頂きました。そして市として民間保育所の運営事業者として以下の事業者を9月3日に決定しました。

事業者につきましては社会福祉法人京都ルーテル会というところでして、京都市北区小山下内河原町15で京都のぞみ保育園を運営されています。他にも東京都世田谷区でマリア保育園を運営されていて、来年からは大津でも1つ保育所を開設される予定となっております。

南丹市では仮称として南丹市のぞみ保育園という名称を予定されていて、定員が150人、開設の予定場所についてはJR園部駅の近くの平成台の中の大区画を利用して開所をされる予定です。開所の予定年月日については令和3年4月1日を予定しておりまして、工事については令和2年4月以降に設計、工事と進んでいく予定となっております。

会長：ありがとうございました。民間保育所の設置の見込みが立ったということですが、何か質問等ございませんでしょうか。では、進めて頂けるようお願いいたします。

会長：では、第4号議案 教育・保育施設における実費徴収に係る補足給付を行う事業（案）について事務局から説明をお願いいたします。

（4）教育・保育施設における実費徴収に係る補足給付を行う事業（案）について【資料5】

事務局：それでは引き続きこの資料の下半分、資料5の教育・保育施設における実費徴収に係る補足給付を行う事業について説明をしたいと思います。

幼稚園・保育所の無償化が10月から始まっておりまして、その中で各事業者において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用ですとか、日用品・文具等の購入に要する費用について低所得者を対象に一部の費用を助成するという事業になります。

こちらについては子ども・子育て支援事業計画に従って市が事業の実施や給付対象者の範囲を決定することとなっておりますので、その案について説明したいと思います。

まず給食費ですが、副食材料費については基準月額4,500円までが助成の対象としています。対象については新制度に移行していない私立幼稚園となっておりまして、南丹市においては聖家族幼稚園さんが該当します。こちらの幼稚園に通う子どもたち3歳から5歳の幼児教育無償化の対象となる子どもたちを対象に計画をしています。

対象の世帯については生活保護世帯と低所得世帯、第1から第3層世帯と呼ばれる年収360万円未満相当の世帯、それと全ての第3子以降で、第3子以降については全ての世帯を対象に実施をしたいと考えております。

教育・保育の無償化によりまして、南丹市の幼稚園、保育所に通っている子どもについてはこの給食費が免除となっております。新制度に移行していない私立幼稚園に通う子どもについても同じような対応ができるように考えています。

それと教材費・行事費等につきましては月額の基準額が2,500円まで、幼稚園・保育所・認定こども園に通う全ての生活保護世帯の子どもについて対象としたいと考えています。

実施主体は市町村ということで南丹市が実施主体になっておりまして、その財源の内訳につきましては国・都道府県・市町村でそれぞれ3分の1ずつ負担するという計画、制度になっております。

会長：ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。特にご意見がないようですので、進めて頂けたらと思います。

会長：案件は終わりましたが、何かありますでしょうか。たくさんの資料ですので、持ち帰りゆっくり見て頂きまして、細かな点を含めてお気づきの点があれば、事務局へお伝え頂ければと思います。

3 その他

会長：3 その他ですが、事務局から何かございますか。

事務局：今後の予定について報告をいたします。次第にも書かせて頂いていますが、一番下の部分です。次回の第3回目子ども・子育て会議の日程はすでに決定をさせて頂いております。次回は令和2年1月10日（金）の午後2時～4時にこの場所で開催をしたいと思っております。開催の1ヵ月前くらいになり、12月になりましたらご案内は送らせて頂きますが、あらかじめ予定をお願いしたいと思います。

1月に第3回目の会議を行いまして、第4回目を3月あたりで開催したいと思っております。これらの会議で

ご意見を頂くことを経て、第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策推進事業計画の2つの計画を作り上げていきたいと考えています。

会長：年明け1月10日に第3回目の会議があるそうなので、よろしくお願いします。

会長：皆様方から何かございますでしょうか。特になければ議事を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

谷口課長：第2期の子ども・子育て支援事業計画。これほどこの市町村も策定の取り組みをされています。子どもの貧困対策推進計画については、国の財源を頂いてやらせて頂いているのですが、昨年度に実態調査をして、今年度に計画策定というのは、京都府の中でも南丹市だけになります。南丹市は2つの計画を同時に進めるということで頑張っていますが、ぎょうせいさんにも2つの計画を一緒に進めてもらっています。今日の会議に事前に資料をお示しできればよいのですが、毎回のことながらぎりぎりまで作業をしまして、事前に見て頂くことはできず、ご迷惑をお掛けしております。会議はこれで閉じますが、持ち帰り、見て頂く中のご意見がありましたら、遠慮なく担当者に言って頂きたいと思います。温かい言葉とご指摘を頂くと私たちの励みになります。よろしくお願いいたします。

また、ここ数回の会議には教育委員会からも来て頂いております。以前会議では学校教育や社会教育に関することでたくさんのご質問を頂いていて、その時に私達では十分に答えられなかったので、来て頂いております。来て頂いてからはその関係の質問がなくなり、出番がなくなってしまっておりますので、また次回、そういった分野でもご質問頂ければありがたいと思います。

皆様のご意見を頂くことでよりよい計画ができるものと思っておりますし、それに私達も応えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

最後に坂瀬副会長にご挨拶頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

閉会あいさつ

副会長：事務局からあった通りです。事務局では施策の策定に取り組んで頂いているところですが、今回の会議で貴重なご意見を頂きました。事務局におかれましては、ご意見を踏まえて頂きましてよりよい、そして実態に応じた計画作りをお願いしたいと思っております。委員の皆様、貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。

閉会

以上